

工業統計調査に係る承認事項の改正要旨

平成25年7月
構造統計室

1. 改正の趣旨

工業統計調査は、地方自治体経由の調査員調査と国からの郵送による本社一括調査及び国直轄事業所調査の3つの調査経路により実施している。本社一括調査は傘下に事業所を有する企業を対象とした任意の調査経路である一方、国直轄事業所調査は従業者200人以上の事業所を対象とする調査の方法である。

国直轄事業所調査方式は平成22年調査から導入したところであるが、国直轄調査対象事業所を傘下に有するが本社一括調査の対象となっていない企業において、本社が全ての傘下事業所の調査票を記入し、国直轄調査対象事業所用返信封筒に調査員調査分の記入済み調査票も封入して返信する事例が発生するなど、同一企業の事業所でありながら調査の方法の違いにより提出先及び提出方法が異なる事で調査客体及び実施主体の事務に混乱が生じている。

平成24年2月に実施された経済センサス-活動調査では、傘下に支所を有する企業については国が郵送にて直接調査を実施し、単独事業所については調査員が調査票を配布、回収するという調査の方法に整理して調査を実施したところであることから、工業統計調査においても調査の方法の整理を明確化することによって調査を円滑に行う必要がある。

このため、平成25年以降の工業統計調査については経済センサス-活動調査の調査の方法を参考として複数の製造事業所を傘下に有する企業については国が直接調査を実施する直轄調査対象とし、その他の事業所については調査員調査とする調査の方法の明確化を図り調査実施の効率化を行うための所要の改正を行う。

加えて、平成24年調査では平成23年3月11日に発生した東日本大震災に伴う原子力発電所の事故に関して原子力災害対策特別措置法に基づく指示の対象となった区域を含む調査区を除外したところであるが、平成24年3月30日の警戒区域、避難指示区域等の見直しにより新たな避難指示区域が設定され、このうち「避難指示解除準備区域」では製造業の事業再開が認められている。当該区域については、事業再開までには時間を要するとの判断から平成24年調査では調査対象から除外しているところであるが、25年調査では設定から1年9ヶ月を経過することから、当該区域及び近く当該区域への見直しが見込まれるとされる区域を含む調査区を調査対象とするための改正を行う。

2. 改正内容

(1) 調査の方法の見直し

従業者200人以上の事業所を対象とする国直轄事業所調査を廃止し、単独事業所については調査員調査、複数の製造事業所を有する企業については国直轄調査とするための改正を行う。

(2) 避難指示区域からの除外区域の設定

「避難指示解除準備区域」及び近く当該区域への見直しが見込まれるとされる区域を含む調査区を調査対象とするための改正を行う。